

WTOサービス・3月クラスター会合（3月7日～24日）の概要

平成23年3月24日

外務省サービス貿易室

1. 市場アクセス交渉が、引き続き様々な枠組で積極的に実施され、第4モード（自然人の移動）等についても議論が進められたものの、全体としては、更なるサブスタンスの進展が必要。
2. ルール（国内規制）については、論点及び主要なオプションの整理等が一通り終了。4月末に向けて規律案作成作業が進められる見通し。

1. 概要

- （1） 3月7日から24日まで、ジュネーブにおいてWTOサービス・クラスター会合（注1）が開催。主として市場アクセス交渉を加速化させるべく、2月に引き続き、3月14～18日に同交渉が集中的に行われた。
- （2） 我が国・米・EU等の主要国は市場アクセス交渉を様々なフォーマットで実施し、2月会合に引き続き、約30の国によるサービス主要関心国会合（S30）も実施。同会合では、ロジスティクス、専門職業（会計、法律その他）等の個別の分野を取り上げ、各国の国内制度まで踏み込んだ議論を行い、一部の国からはオファー改善の可能性等の具体的な回答が示された。引き続き、次回会合でも、その他の主要分野について議論を行う見込み。
- （3） 我が国（関係省庁の専門家を含む）は主な関心国（中国、インド、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ブラジル）と二国間協議を実施。
- （4） 分野別では、カナダが、第4モード（自然人の移動：注2）について、リクエスト国と被リクエスト国での会合を開催。国内の措置の透明性向上等も含め、今後の交渉に必要な要素を包括的に議論。我が国も今後の議論の進め方を提案する等、積極的に対応した。
- （5） 海運サービスにつき、我が国はS30で海運分野の議論をコーディネー

トした他、推進派の会合（フレンズ会合）及び被リクエスト国を招いた少数国会合を開催。ドーハ・ラウンドの妥結までに必要な作業の検討を具体的に進めた。

（６） 国内規制については、現行テキスト案の主要論点及びオプションの整理が一通り終了し、４月末の発出を念頭に規律案のドラフティングを進めていくこととなった。ＬＤＣモダリティについても、少数国で案文に関する交渉を更に進めていくことが確認された。

（７） それ以外の各種会合（ＧＡＴＳルール作業部会、特定約束委員会、金融サービス委員会、サービス貿易理事会、サービス貿易理事会特別会合）も開催された。

2. 次回会合の見通し

４月中旬に２週間実施の予定。国内規制に関連するワークショップが開催される他は、二国間協議、Ｓ３０の枠組での分野別会合等、大部分の時間が市場アクセス交渉に割かれる見通し。

注１：ＷＴＯサービス交渉は、関連する各種会合を一時期（１～２週間）にまとめて実施しており、これら一連の会合を「サービス・クラスター会合」と称している。

注２：ＷＴＯサービス貿易一般協定（ＧＡＴＳ）は、協定の対象とするサービス貿易を４つの形態（モード）で定義している。国境を越える取引を第１モード、海外における消費を第２モード、拠点設置を通じたサービス提供を第３モード、自然人の移動によるサービス提供を第４モードと定義している（詳細は外務省ホームページの該当部分 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html を参照下さい）。第３モードの例として、ある国のサービス事業者が海外に投資を行ったり支店を設置したりする場合は、第４モードの例としては、ある国のサービス事業者が社員を外国に派遣して現地の顧客にサービスを提供する場合は挙げられる。

注３：サービス交渉の最新情報や詳細については、以下の外務省ホームページをご参照ください。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/index.html>

（了）